

一般競争入札公告

令和4年12月5日
社会福祉法人 草加会
理事長 内田 佳伯

社会福祉法人 草加会 特別養護老人ホーム草加園改修増床に伴う物品購入について、
下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1 入札内容

- (1) 購入物品 介護ベッド一式、間仕切り家具一式、キャビネット一式
- (2) 購入仕様及び予定数量 仕様書による
- (3) 納入場所 埼玉県草加市苗塚町 200 番地 2 特別養護老人ホーム草加園
- (4) 納入期限 令和5年3月31日(金)

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (3) 埼玉県競争参加資格者情報の資格有効年度が令和3年度から令和4年度で、業種「物品等」に登録された者であり、格付けがAランクであること。もしくは医療・福祉関係施設への納入実績を有する業者であること。
- (4) 埼玉県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 理事が役員をしている企業ではないこと。

3 入札条件等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 有(非公開)
- (3) 最低制限価格 無
- (4) 入札保証金 無

4 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

(1) 受付期間 公告日から令和4年12月12日(月)15時まで(土日祝を除く)

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書(様式有)

イ 誓約書(様式有)

ウ 会社案内・会社経歴書

エ 資格審査数値を証する書類

※書式は、下記問い合わせ先まで電子メールで請求のこと。

件名を「入札参加資格等確認申請書送付希望」とすること。

(3) 提出方法

郵送する場合は、下記の間合せ先に郵送した旨、電子メールにより通知した上で送付すること。(令和4年12月12日必着)

持参する場合は、事前に連絡の上、指定された日時に持参すること。

なお、提出書類は返却しない。

(4) 提出先

〒340-0036 埼玉県草加市苗塚町200番地2

社会福祉法人草加会 特別養護老人ホーム草加園

電話：048-928-3434 FAX：048-928-8989

メール：sokakai@mte.biglobe.ne.jp

担当者：内田

※問合せ時間は、9時から15時までとする。(土日祝を除く)

5 一般競争入札参加資格確認通知及び仕様書等の配布

(1) 入札参加資格等確認審査後、全ての業者に参加資格の有無について書面で通知する。

(2) 入札参加資格が有と確認された業者には、仕様書等(入札等書式、仕様書、委任状)を郵送で配布する。なお、現場説明会は行わない。

(3) 仕様書等に質疑がある場合は、下記期日までに上記のメールアドレスへ送付すること。

① 質疑期限 令和4年12月19日(月)15時まで

② 回答期限 令和4年12月23日(金)15時までに、入札参加が認められた者すべてにメールにより通知する。

6 入札日程等

(1) 公 告 日：令和4年12月5日(月)

(2) 参加資格申請〆切日時：令和4年12月12日(月)15時まで必着

(3) 参加資格通知日：令和4年12月13日(火)発送

(4) 仕様書配布日：令和4年12月13日(火)発送

(5) 質疑書〆切日時：令和4年12月19日(月)15時まで必着

(6) 質疑回答日時：令和4年12月23日(金)15時までに回答

(7) 入 札 日

① 日 時：令和5年1月6日(金)10時から

(9時30分から9時50分までに受付を完了すること)

- ② 入札場所：苗塚会館（埼玉県草加市苗塚町 322 番地 1）

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、上記場所とする。

- ③ 入札方法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱へ投函

- ④ 開 札：入札後即開札

7 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。なお、仕様書等を速やかに返却するものとする。
- (4) 入札参加にあたっては、入札日当日に入札金額見積内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 次に掲げる入札書による入札
 - ア 入札者の押印がない入札書
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書
 - オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ③ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 代理人で委任状を提出しない者
 - イ 他人の代理を兼ねた者
 - ウ 二以上の入札書を提出した者
 - エ 二以上の者の代理をした者
 - ④ 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ⑤ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑦ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (7) その他
 - ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
 - ② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加事業者から事情

を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。

- ③ 一度提出した入札書の書換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ④ 入札は当法人の理事及び監事の立ち会いによるものとする。
- ⑤ 県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 初回入札において、予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は3回まで実施する。

ただし、初回入札に参加するものが1者のみの場合は、入札は1回のみとし、再度入札は行わない。また、再度入札に参加する者が1者のみとなった場合の再度入札は、当該再度入札のみとし、その後の再度入札は行わない。

- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守した上で、交渉による随意契約を行うものとする(最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)。

なお、随意契約の交渉にあたっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。

- ① 契約額は予定価格の範囲内であること。
 - ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - ④ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること。
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。(くじ引きの方法は、棒引きとする。) その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。

9 契約方法等

- (1) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。
- (4) 本契約の締結は、県が結果を確認し、当法人の理事会での承認を受けた後とする。
- (5) 契約書の作成は、落札者が行うものとする。印紙は各々で負担を行う。